

令和7年6月6日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 各位

安全衛生経費の適切な支払いに向けて

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

平素より大変お世話になっております。国土交通省不動産・建設経済局建設振興課です。

国土交通省においては、労働災害防止対策を適切に実施するために必要な安全衛生経費が下請人まで適切に支払われるための取組を行っております。

すべての建設企業に対し、「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳明示した「標準見積書」を作成・活用し、下請負人が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を内訳明示することによって安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしております。

つきましては、「安全衛生経費の適切な支払いに向けて」のホームページを整備いたしましたので、ご活用いただけますと幸いに存じます。

以下、安全衛生経費の適切な支払いに向けてのページ

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

また、安全衛生経費についてのリーフレット（5種類）も作成し、掲載しておりますので、ご活用ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target11

よろしくお願い申し上げます。

以 上